

令和8年かすみがうら市告示第3号

かすみがうら市かすみエール生活応援商品券交付事業実施要項を次のように定める。

令和8年1月15日

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

かすみがうら市かすみエール生活応援商品券交付事業実施要項 (趣旨)

第1条 この告示は、市内の消費拡大及び経済活動の活性化による生活応援を目的とし市が発行するかすみがうら市かすみエール生活応援商品券（以下「かすみエール商品券」という。）を交付する事業（以下「事業」という。）に關し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1） 特定取引 物品の購入若しくは借受け又は役務の提供（次に掲げる物品の購入若しくは借受け又は役務の提供を除く。）であって、かすみエール商品券が対価の支払の手段として使用されるものをいう。

ア 不動産

イ 有価証券、前払式証票その他の金融商品

ウ 商品券、プリペイドカードその他の換金性の高いもの

エ たばこ

オ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法

律第122号。以下「風俗営業法」という。) 第2条に規定する営業において提供される役務

カ 国税、地方税、使用料その他の公租公課

(2) 取扱店 特定取引を行い、受け取ったかすみエール商品券の換金を申し出ることができる事業者として、事前に市長の登録を受けた者をいう。
(かすみエール商品券の交付等)

第3条 市長は、令和8年2月1日の時点において、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)により市の住民基本台帳に記録されている者(以下「対象者」という。)に対して、かすみエール商品券を交付するものとする。

2 前項の規定による交付は、対象者の属する世帯の世帯主に当該対象者(配偶者その他親族からの暴力等を理由に避難している等特別な配慮を要すると市長が判断する者を除く。)分のかすみエール商品券を郵送する方法により行うものとし、郵便局から返戻があったときは、受取の意思に関わらず交付したものとみなす。この場合において、かすみエール商品券はその使用できる期間(以下「使用期間」という。)中は市が保管することとし、対象者から交付の申請があったときは、当該対象者に交付するものとする。

3 前項の申請をするときは、当該申請者は住所地が確認できる本人確認書類を提示するとともに、かすみがうら市かすみエール生活応援商品券交付申請書(様式第1号)を提出するものとする。ただし、対象者に代わって代理人がかすみエール商品券の交付を申請する場合は、当該申請書に加え当該代理人に係る本人確認書類及び委任状(様式第2号)その他の代理権を明らかにする書類を提出するものとする。

(交付の取消し)

第4条 市長は、対象者等が次の各号のいずれかに該当する行為を行ったときは、かすみエール商品券の交付を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段によりかすみエール商品券の交付を受けたとき。

(2) この告示に違反したとき。

(3) その他市長がかすみエール商品券を交付することが不適当であると認めたとき。

(かすみエール商品券の発行等)

第5条 市長は、次のとおりかすみエール商品券を発行するものとする。

(1) かすみエール商品券の1枚あたりの額面は、500円とする。

(2) かすみエール商品券は、10枚を1冊として発行するものとする。

(3) かすみエール商品券は、対象者1人につき1冊を交付する。

(かすみエール商品券の使用範囲等)

第6条 かすみエール商品券は、かすみエール商品券を取扱店との間における特定取引においてのみ使用することができる。

2 かすみエール商品券の使用期間は、令和8年5月1日から同年10月31日までとする。

3 取扱店は、特定取引に使用されたかすみエール商品券の券面金額の合計額が特定取引の対価を上回るときは、当該上回る額に相当する金銭の支払を行わないものとする。

4 かすみエール商品券の交付を受けた者は、かすみエール商品券を第三者に転売し、譲渡し、又は換金してはならない。

5 かすみエール商品券は、かすみエール商品券の交付を受けた者又はその代理人に限り使用することができる。

(取扱店の登録資格)

第7条 取扱店として登録できる者は、かすみがうら市内で事業を営む店舗若しくは事業所であるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は登録資格を有しない。

(1) かすみがうら市暴力団排除条例(平成23年かすみがうら市条例第9号)

第2条第1号又は同条第3号に規定する暴力団及び暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者

- (2) 風俗営業法第2条に規定する営業を営む者
- (3) 政治団体又は宗教上の組織若しくは団体と関わる者
- (4) 公序良俗に反する営業を行う者
- (5) その他市長が不適当と認める営業を行う者

(取扱店の登録申請)

第8条 取扱店として登録を受けようとする者は、かすみがうら市かすみエール生活応援商品券取扱店登録申請書兼誓約書（様式第3号）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定により取扱店の登録の申請を受けたときは、その内容を審査し、登録を認めるときは、かすみがうら市かすみエール生活応援商品券取扱店舗登録証（様式第4号。以下「登録証」という。）を交付するものとする。

(取扱店の責務)

第9条 取扱店は、次に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 取扱店であることが明確になるよう、登録証を店舗内に掲示し、及び市が作成したポスター、のぼり等を分かりやすい場所に設置すること。
- (2) 特定取引においてかすみエール商品券の受取を拒んではならないこと。
- (3) 偽造等の不正使用の疑いがあるときは、受取を拒否するとともに、速やかに市に報告すること。
- (4) 特定取引において受け取ったかすみエール商品券の所定欄に事業者名を記入し、又は押印すること。
- (5) 特定取引以外においてかすみエール商品券を受け取らないこと。
- (6) 使用期間の過ぎた又は事業者名の記入若しくは押印があるかすみエール商品券の受取を拒否すること。
- (7) かすみエール商品券の交換、譲渡又は売買を行ってはならないこと。

(8) 市が本事業に関する調査を行うときは、協力すること。

2 市長は、取扱店が前項各号に定める事項に反する行為を行ったときは、当該取扱店の登録を取り消すことができる。

(取扱店への支払等)

第10条 市長は、特定取引においてかすみエール商品券が使用されたときは、当該取扱店に対し、その券面金額に相当する金額を支払うものとする。

2 前項の場合において、当該券面金額に相当する金額の支払いを受けようとする取扱店は、次に掲げる関係書類を添えて、かすみがうら市かすみエール生活応援商品券交付事業請求書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

(1) 特定取引において受け取ったかすみエール商品券

(2) 事業者名義の振込先口座が分かる書類の写し

3 前項の規定による請求は、令和8年6月1日から同年11月30日までの間にしなければならない。

4 第1項の規定による支払は、取扱店の預金口座への振込の方法により行うものとする。

5 支払の対象となる特定取引は、かすみエール商品券の使用期間内にあった特定取引とする。

(事業の委託)

第11条 市長は、事業の実施に当たり、良好な業務遂行能力を有すると認められる者に対し、当該事業に係る業務の全部又は一部を委託することができる。

(その他)

第12条 この告示に定めるもののほか、事業に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和8年1月15日から施行する。

(失効)

2 この告示は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

かすみがうら市かすみエール生活応援商品券交付申請書

令和 年 月 日

かすみがうら市長 様

申請者(本人又は代理人)

住 所

氏 名

印

連絡先

私は、かすみがうら市かすみエール生活応援商品券交付事業実施要項第3条第3項の規定により、下記のとおり申請します。また、市担当職員が当該事業に必要な範囲で公簿等により私の情報を確認することについて同意します。

記

対象者氏名 (生年月日)	(大・昭・平 年 月 日生)
住所	茨城県かすみがうら市
受け取れなかった理由	・郵便不在通知未処理 　・入院(所)中 ・その他()
特記事項	・家族(代理人)による受取(要委任状) ・その他()

市事務処理欄

申請者確認欄	・免許証 　・マイナンバーカード 　・健康保険資格確認書 　・学生証 　・年金手帳 ・その他()
--------	--

委 任 状

年 月 日

（あて先）かすみがうら市長

委任者 住 所

氏 名

㊞

私は、次の者を代理人と定め、かすみがうら市かすみエール生活応援商品券に関する一切の権限を委任します。

代理人 住 所

氏 名

㊞

様式第3号（第8条関係）

年 月 日

（あて先）かすみがうら市長

住所又は所在地

氏名又は名称 代表者

（法人にあっては商号及び代表者の氏名）

電話番号

かすみがうら市かすみエール生活応援商品券取扱店登録申請書兼誓約書

【取扱店情報】

店舗・事業所等	名 称	
	所 在 地	〒
	問い合わせ先	TEL : / FAX :
	ホームページ URL	http://www.
	業 種 (○を付けてください)	1. 小売業 2. 飲食店 3. サービス業 4. その他 ()

【チラシ掲載情報】

(フリカッタ)	
事業所名称	
所 在 地	〒
取扱商品又は サービス内容	(20字以内で記載してください。)

【登録資格に係る誓約】

裏面について誓約し、かすみがうら市かすみエール生活応援商品券取扱店舗の登録を申請します。

年 月 日 申請者（自署）

(裏面)

誓 約 書

- ① かすみがうら市かすみエール生活応援商品券交付事業実施要項の規定を遵守することができる者である。
- ② かすみがうら市商工会会員又は、かすみがうら市内で店舗・事業所を営業している事業者である。
- ③ かすみがうら市暴力団排除条例（平成 23 年条例第 9 号）第 2 条第 1 号又は同条第 3 号で定める暴力団関係者と密接な関係を有する者でない。
- ④ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条で定める営業を行う店舗・事業所等でない。
- ⑤ 特定の宗教・政治団体が関わる店舗・事業所等でない。
- ⑥ 公序良俗に反する営業を行う店舗・事業所等でない。
- ⑦ 当該事業の目的に不適当と判断される店舗・事業所等でない。

かすみがうら市かすみエール生活応援商品券取扱店舗登録証

下記の者は、かすみがうら市かすみエール生活応援商品券交付事業において、特定取引を行うことができる取扱店であることを証明します。

年　　月　　日

かすみがうら市長

印

記

取扱店名	
所在地	
登録店舗番号	

※本登録証は、取扱店舗の証明ですので、店舗内の見えるところに掲示してください。

様式第5号（第10条関係）

年 月 日

（あて先）かすみがうら市長

（申請者兼請求者）

住所又は所在地

氏名又は名称 代表者

印

（法人にあっては商号及び代表者の氏名）

電話番号

かすみがうら市かすみエール生活応援商品券交付事業請求書

かすみがうら市かすみエール生活応援商品券交付事業実施要項第10条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり請求します。

記

1 請求金額	円
2 振込先金融機関	
金融機関名	
店名	
預金種別	普通・当座
口座番号	
(フリガナ) 口座名義人	

添付書類 (1) 特定取引において受け取ったかすみエール商品券
(2) 振込口座が分かる書類の写し

【使用済かすみエール商品券の枚数報告欄】 (店舗名)

	枚数	確認欄
合計枚数	枚	
請求金額	(合計枚数) 枚 × 500円	

(確認事項)

かすみエール商品券裏面の「取扱店名」欄に店名等が記入又は押印されていることをご確認ください。